

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

中米経済統合銀行（証券コード：-）

【据置】

長期発行体格付	A A
格付の見通し	安定的
債券格付	A A

■格付事由

- (1) 中米諸国の経済統合とバランスの取れた経済社会発展の促進を目的とする国際開発金融機関（MDB）。格付は、①加盟国の強固な支援体制②優先債権者の地位③健全な財務内容と潤沢な流動性一を反映している。他方、格付は、主要加盟国の他の MDB と比べて高い政治・経済リスクおよび貸出の集中度が高いことなどにより制約されている。保守的な財務規律に基づき潤沢な流動性を維持した上で、資金調達先の多様化を進めるなど、財務の健全性を維持している。また、新型コロナウイルス感染症拡大への対応や気候変動による被害からの復興を目的とするプログラムを通して加盟国への支援を継続して行っている。以上より、格付を据え置き、見通しを安定的とした。
- (2) コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグアの中米 5 カ国により 1960 年に設立された。2016 年には、優先債権者の地位および資本の強化と、SICA 加盟国を平等に扱うことによる多様性の促進のために設立協定の改定を行い、パナマ、ドミニカ共和国、ベリーズを加えることにより域内加盟国のスコープを強化した。優先債権者の地位を享受し、設立協定に基づき加盟国・地域の政府による規制の免除など様々な優遇措置を受けている。設立加盟国である中米 5 カ国にとり、MDB の中でも最大の資金供与者となっており、中米地域の経済・社会発展に大きく貢献している。また、他の国際機関や二国間機関の中米支援の受け皿にもなっている。21/12 期には、Social Foundation 部門の設立および台湾に事務所を開設した。
- (3) 現在の株主は、設立加盟国の中米 5 カ国に加え、域外国・地域である台湾、メキシコ、アルゼンチン、コロンビア、スペイン、キューバ、韓国の 15 カ国・地域から構成される。20 年 4 月には授権資本が総額 50 億米ドルから 70 億米ドルに増資され、同年 7 月には 8 回目の GCI（General Capital Increase）が完了し、総額 19.5 億米ドルの応募済資本の払い込みも行われるなど資本基盤がより強化されている。また、21 年 9 月には、理事会は 70 億米ドルから 100 億米ドルへの授権資本増資計画の策定を要請している。21/12 期末では、設立加盟国の中米 5 カ国の出資比率は払込資本金ベースで 51.9%であり、05/12 期末の 63%に比べると緩やかではあるものの低下している。
- (4) 融資残高は、21/12 期末時点で 86 億米ドルにのぼる。内訳をみると、中米 5 カ国向けが 10/12 期末に 99%を占めていたが、21/12 期末には 87%と貸出ポートフォリオの分散が進みつつあるものの、依然として集中度は高い。貸出残高に占める民間部門（政府保証のない金融機関および事業法人向け）のシェアは 21/12 期末で 9.2%を記録し、ピーク時の 44%（06/12 期末）から大きく低下してきた。資産の質は、優先債権者の地位を享受し、民間部門への貸出が少ないことから 21/12 期末の不良債権比率は 0.29%と良好な水準に維持され、感染症拡大の影響はほとんどみられない。引き続き、感染症拡大への対応として総額 30.6 億米ドルの「COVID-19 Support, Preparedness and Economic Reactivation Program」、ハリケーン Eta と Iota の被害からの復興を目的とする総額 25.1 億米ドルの「Central American Program for Resilient Reconstruction」を通して加盟国への支援を行っている。

- (5) 設立協定や内規に基づき、保守的な財務運営を行っている。貸出残高の上限は株主資本の 3.5 倍、金融債務残高は株主資本の 3.0 倍に制限されており、21/12 期末はそれぞれ 2.09 倍、2.44 倍と遵守している。また、バーゼル 1 基準で自己資本比率を 35%以上に維持する厳格なルールの下、21/12 期末では自己資本比率は 41%と高い水準にある。流動資産は、常に今後 6 ヶ月の総資金需要額（予定される貸出金の出金を含む）以上を維持し、資金調達環境の悪化や特定の借入国による他の債権者への返済の延滞に直面しても、当面の事業を継続できる耐性を有している。また、他の MDB と同様に当行も収益の拡大を優先していないものの、継続的に黒字を計上し続けている。

(担当) 増田 篤・利根川 浩司

■ 格付対象

発行体：中米経済統合銀行（Central American Bank for Economic Integration）

【据置】

対象	格付	見通し
長期発行体格付	AA	安定的

対象	発行額	発行日	償還期日	利率	格付
第 4 回円貨債券（2015）	45 億円	2015 年 12 月 4 日	2025 年 12 月 4 日	0.96%	AA

格付提供方針に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2022年3月23日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：内藤 寿彦
主任格付アナリスト：増田 篤
3. 評価の前提・等級基準：
評価の前提および等級基準は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」(2014年1月6日)として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に、「国際開発金融機関の信用格付方法」(2013年3月29日)として掲載している。
5. 格付関係者：
(発行体・債務者等) 中米経済統合銀行 (Central American Bank for Economic Integration)
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
・ 格付関係者が提供した監査済財務諸表
・ 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：
JCRは、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. JCRに対して直近1年以内に講じられた監督上の措置：なし

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCRが、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であることを問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCRの格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCRの格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいております。JCRの格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。JCRの格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■NRSRO登録状況

JCRは、米国証券取引委員会が定めるNRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL: 03-3544-7013 FAX: 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル